

令和 6 年度 第 3 回浜田市上下水道事業審議会 会議録

日時：令和 7 年 1 月 17 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分

会場：市役所本庁舎 5 階 議会全員協議会室

1 開会

それでは定刻になりましたので、令和 6 年度第 3 回浜田市上下水道事業審議会を開会いたします。

本日は委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は上下水道部水道管理課長の右田でございます。よろしくお願いいたします。
まず、会議の開会にあたり、上下水道部長の佐々木よりご挨拶申し上げます。

2 上下水道部長あいさつ

上下水道部長の佐々木でございます。

本日は、今年度第 3 回目の審議会にご出席をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年 10 月に開催いたしました第 2 回の審議会におきまして、水道料金の改定について諮問をしたところでございます。

前回は、主にマクロ的観点からの分析を中心に、改定に向けた考え方を整理していただいたところでございます。本日は、前回整理した方向性に基づきまして、具体的な料金表についてご審議いただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、様々な観点から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

（事務局・右田水道管理課長）

ここで委員 1 名の交代についてご報告申し上げます。三隅地域協議会の石本委員が退任され、後任に石川委員が就任されています。

また、本日はご都合により 2 名の委員が欠席されています。漁業協同組合 JF しまね浜田支所の金坂委員、公立大学法人島根県立大学の豊田委員、以上の 2 名です。

それではレジメ 3 番の水道料金の改定に係る審議に移らせていただきます。なお、本日の出席委員は、12 名で、審議会条例第 6 条に定める定足数に達していることをここにご報告いたします。なお、浜田市附属機関等の会議の公開に関する要綱により、この会議を撮影しています。後日 YouTube で配信させていただく予定ですので、ご了承くださいますようお願いいたします。

以降の議事進行につきましては、鈴木会長様よりお願いいたします。

3 議 事

（鈴木会長）

それでは、ただいまより私が議事進行を務めさせていただきます。

審議事項の水道料金改定について、事務局から説明をお願いいたします。

「水道料金の改定について」〔(上) 資料①～③〕

水道管理課企画経理係長より配布資料に基づき説明後、以下の質問がある。

(三浦委員)

先ほど説明がありました資料①26 ページ (8) の当期純利益についてです。

基本料金と従量料金の按分割合が「3 対 7」ということですが、年度が進むにつれ割合が変わってきており、このシミュレーションのように今後も流動的な割合になると判断してよいのでしょうか。

(事務局・佐々木企画経理係長)

ご指摘のとおり、令和 9 年度の割合は「3 対 7」となっていますが、後年度 (R13) には「3.2 対 6.8」のように流動的になる見込みです。

前回の料金改定でも同様に、当初「2 対 8」を目標としていたところ最終的には「2.7 対 7.3」となっています。これは、基本料金と従量料金の減額スピードが異なっていることが要因です。

人口減少や節水型機器の普及により使用水量が年々減っていますが、水を使用されず契約だけ残されている方も多くおられますので、基本料金に比べ従量料金が早く減っていくこととなります。この結果、基本料金の割合が年々上がっていき流動的な割合になると想定しています。

(石川委員)

資料①30 ページ、改定後の県内 8 市の水道料金比較について、大田市に次いで上から 2 番目になるほど高くなった理由はあるのでしょうか。

(事務局・右田水道管理課長)

過去の流れからいきますと、浜田市の料金が上がった理由として、平成 30 年度の簡易水道と上水道の統合があります。

平成 17 年 10 月の市町村合併以降も、10 年以上にわたって旧市内と旧那賀郡の料金が別々で設定されてきましたが、国からの要請により簡水統合を実施したことに併せて料金を統一したのが前回の料金改定です。

料金統一により料金が上がった地域と下がった地域がありましたが、全体的には増改定となり現在に至っています。

(石川委員)

前回の水道料金統一を契機に、三隅地域は随分上がったという声をよく聞きます。

今説明されたように、料金が安くなった地域もあり平均化されたわけですが、高くなった地域では負担感が大いにあります。

さらに令和 9 年度から料金を上げていくということで、激変緩和があるにしても、かなりの額が上がる見込みとなっています。

(口径別基本料金) 13 ミリとか 20 ミリっていうのは一般家庭のいわゆる生きる水ですが、商業用の大口径を含め一律の改定率ということは決して公平ではなく弱いものに光をあてていない。

公平性とは弱いものは負担を少なく、強いものは多少負担してくださいというも

のだと思うが、このやり方では一般家庭や独居老人の方々の負担が増えるわけですので、大賛成とはいきません。

今日、方向性を決めないといけないのでしょうか。

（事務局・右田水道管理課長）

本日はいろいろなモデルケースを提示させていただいており、38%の増改定がいかがなものかご審議いただけたらと思います。

また、本日結論を出すものではありませんので、この他に必要な試算があれば次回ご提示させていただきます。

（石川委員）

地域協議会の代表として出席していますが、全権を与えられているわけではないので、一律 38%改定を含めた料金改定について地域協議会で一度説明してもらえないでしょうか。

（事務局・佐々木上下水道部長）

第三者委員会としてこの審議会に諮っている状況ですので、この委員会の中で結論が出ないことには、それをもって地域協議会にお話しすることは難しいと思います。

（石川委員）

方向性が出た段階で、ぜひ各地域協議会で説明していただきたいと思います。

（鈴木会長）

石川委員がおっしゃられた負担の配分については、やはり重要な論点かとは思いますが。足りない料金をどう補うのかと同時に、どういった方にどのように負担していただくかは非常に重要な論点だと私は受けとめています。

（三浦委員）

資料①17 ページの（2）に、経営目標を満たす給水収益 38%増改定というのがありますが、この「38%」に関しては資料①3 ページにその根拠が示してあります。

令和 5 年度の 1 m³あたり供給単価 195.4 円と、3 ヶ年実績による総括原価から算出した供給単価 269.6 円の差が 38%に繋がるというような説明だと思います。

私が懸念しているのは、今後上昇が見込まれる企業債利率が過去 3 ヶ年実績の総括原価には見込まれていないので、この試算では現実性がないと思っています。

また、同じく 3 ページの投資規模 2 億円増のところについて、1 年で漏水が約 300 ヶ所で発生し 7200 万円の修繕費がかかっているとのことですが、今後ますます漏水が増えていく可能性が高いと思っています。これも見込んでいない状況での 38%増改定についても、現実性がないと思う理由の一つですが見解はいかがでしょう。

（事務局・右田水道管理課長）

企業債利率について、試算では 1.1%を見込んでいますが、今後どのように変動していくか読めないところです。

また、修繕が今後増えていくのではないかとというご懸念については、私たちもそのように感じています。

したがって、目標資金の 16 億円を持つことにより、修繕が増えてもある程度内部留保で補填でき経営も安定して行っているのではないかと判断し、この 38%という数字を提示させていただきました。

(宮本委員)

先ほど石川委員から、生きるための水というご意見がありましたが、浜田市は昔から水道代が高いという話があります。これから独居がどんどん増える傾向がある中で、この改定率は難しいと私は感じています。

資料③2 ページの段階的な値上げをした場合の試算ですが、今後の漏水や老朽管路の更新などの費用も計上されてこの改定率になっているのか、補足で説明していただけますか。

(事務局・佐々木企画経理係長)

資料③2 ページの試算について改めてご説明いたします。

当期純利益のところでは、上の表が令和 9 年度に一度に 38%改定したもので、料金収入は令和 8 年度に約 10 億円の収入だったものが、令和 9 年度には約 14 億 3,000 万円に上がり令和 15 年まで継続していきます。当期純利益は令和 8 年度まで赤字になっておりましたが令和 9 年度に 2 億 4,800 万円の黒字になったものです。

下の表は、段階的に改定したもので、令和 9 年度から 3 分の 1 ずつ改定したところ、収益の上がるタイミングが遅くなり令和 9 年度も赤字を見込んでいるものです。

また、先ほど委員からご質問がありました、利率の上昇や漏水修繕の増、物価上昇についても試算にあらかた織り込んでいます。

資金残高予測については、令和 9 年度に 38%改定した際の資金残高に比べ、段階的に改定した場合は収益が少ない分キャッシュが貯まりにくく、令和 13 年度の資金残高が約 11 億 6,000 万円と経営目標を満たしません。

(中芝委員)

資料②3 ページの収益的収支計算書には、他会計補助金が毎年 2 億前後あると記載されているが、資料③3 ページには一般会計による財源措置は市の政策判断とあります。

料金改定の試算において財源措置を盛り込んだものとして計算されているのでしょうか。

(事務局・右田水道管理課長)

財源措置は想定していません。

資料②3 ページの収益的収支計算書の他会計補助金ですが、これは国が示す基準によって繰り入れる基準内繰入と、市の政策判断で未普及地域等に水道管を引いたものに係る費用を水道料金として反映させないための基準外の繰入が含まれています。

(中芝委員)

先ほど三浦委員の質問にもありましたが、漏水や管の改修工事等が多くなった場合、市の政策判断として財源措置をしてもらえることはあるでしょうか。

（事務局・右田水道管理課長）

修繕等に係る費用が増えたとしても、資金を 16 億円保有できれば市からの繰入なしでも事業を行うことができると判断していますので、一般会計からの繰入は想定していません。

（石川委員）

公共料金としてある程度値上げするという趣旨は分かりますが、結局、市民の特に弱者の負担が増えるわけです。

政策判断で 38%のうち激変緩和で何%ぐらいは補填して、値上げを緩やかにしようということを、上下水道部として予算要求されないのでしょうか。

公共料金だからといって市民に全部負担させるおつもりでしょうか。

（事務局・佐々木上下水道部長）

水道事業は市の一機関ではありますが、独立した組織という位置付けになっており、独立採算でやって欲しいというのが市の方針です。

したがって、そういった方針がある中で、水道事業者の自助努力としてどういった試みができるかを市側に示したうえで、市側がどのような配慮や財源措置をしてくれるかというのは、次の段階になってくると思います。

今回の審議会の流れで申しますと、まず水道事業者としてどういった試みができるのか諮問し答申をいただく予定ですが、それをもって今度は市としての方針を決めていくことになると思っています。

（鈴木会長）

個人的な意見ですが、一般会計からの繰り入れが無いというのは、全国的な水道事業を客観的にみたときに、あり得ないのではないかと考えますので、次のステップでそういった議論は当然出てくるものと考えています。

ただ、事務局からそれを繰り入れるという回答は、できないのではないかと私は解釈しています。

（石川委員）

鈴木会長が言われたとおり、市側が水道料金の値上げはやむなしと判断されると市民も簡単には納得できないので、ここをもう少し考えてもらえないでしょうか。

市民の所得が上がったわけじゃないし、物価が上がって生活も苦しくなった中でこういう公共料金を上げると負担ばかりが多くなります。

もう一点聞きたいのは、例えば免除や減免など低所得者に対して何らかの措置を検討されないのでしょうか。

（事務局・右田水道管理課長）

水道は使用者に負担していただくことを前提としていますので、減免等は考えていません。

確かに、年金だけで生活されている方には大きな負担になると私どもも理解していますが、38%の料金改定をしても向こう5年間しかもたない見込みとなっており、5年後に新たな料金改定をせざるを得ない状況になると考えています。

そういった中で、少しでも今の若者の将来に負担がかからないように考える必要もあると考えます。

(中芝委員)

料金改定を議論して市に答申しますが、付帯意見として、例えば年金受給者や生活困窮者に市から何らかの助成をしてもらうように文言を入れてはどうかと思います。

料金改定が必要という答申は構わないと思いますが、値上げ幅が大きいいためそういった文言を入れた方がよいと思いますがいかがでしょうか。

(鈴木会長)

私もそのようにするのがよいと思いますが、事務局いかがでしょうか。

(事務局・右田水道管理課長)

付帯意見として市に検討していただきたい事項を加えることは可能です。

(鈴木会長)

もし、今のような形で付帯意見に記載できるのであれば、先ほどから複数の委員から議論が上がっております一般会計からの繰入に関しても、ご記載いただくことは可能でしょうか。

そのようにご対応いただけると、委員の皆様のご意見が反映されるかと思います。

(佐古委員)

大幅に水道料金が上がるといいますが、他にもガソリン代や新聞代とかいろんな公共料金がどんどん上がっています。新聞も4月から900円ぐらい上がるという中で、2ヶ月の水道料金が3,509円から4,823円、それも令和9年度からで月にして650円しか上げられないのです。

例えば、急に赤字になったから来年度から水道料金を1割上げますというわけにいかない制度であることと、人口減少により令和7年度には2,400万円ほど赤字になり、令和8年度は1億600万円の赤字になるという見込みがでているので、令和9年度から38%ぐらい上げないとたないわけです。どんどん資金ショートして、資金が10億円を割ってしまうと非常に経営が難しくなりますというのが、上下水道部の見解だと思います。

(古森委員)

今回の審議会では、この引き上げ総額がまず妥当なのかを審議した上で、あとは基本料金や従量料金が妥当なのか、先ほど言われた高齢者の料金を、例えば下げて他のところを上げるとか、そういったところを議論していくほうがよいと思います。

市に付帯意見を出すことはできると思いますが、それが叶うかどうかは分からないので、38%が妥当か審議会としての答申を出さないと意味がないと思います。

私も福祉団体の代表で出席していますので、福祉団体としての意見はあります。介護保険事業の介護報酬は国が定めた額で、令和6年度から令和8年度の3年間で今決まっていますが、令和9年度から水道料金が引き上げとなったときに介護報酬の引き上げがなければ、水道を多く使う入浴サービス等の事業者負担は増えます。

水道料金は増えるけど介護報酬が上がらなければ収入がなく、介護事業所等の赤字が膨らんで倒れる事業者も出てくるかなと思います。

あくまで福祉団体代表ということで話していますが、儲けのためにやっている事業所もあれば、そうでない事業所もありますので、どこの料金を下げてどこを上げるかをしっかり協議できればと思います。

(鈴木会長)

論点を分かりやすく整理していただきありがとうございました。

やはり口径別基本料金の負担について、一般家庭、事業所、福祉施設等について検討の余地があると思いますので、ご検討いただきたいと思います。

(事務局・右田水道管理課長)

今回の審議会は回数が限られる中で、膨大な資料を読み解いていただき委員の皆様にはご負担を強いていると感じています。

そういった限られた時間を有効に議論に充ていただくために、本日はモデルケースを提示しておりますのでよろしくお願いします。

(事務局・佐々木上下水道部長)

今回ご提示した料金表をベースとして、次回こういった部分を調整すべきか、全体の改定率をもっと下げる、あるいは小口と大口の改定率を見直すなど、具体的な方向性のご意見をいただければと思います。

(鈴木会長)

今までの論点を整理すると、負担率が一律であることは公平ではないと私も思いますので、一般家庭とか負担力の低い方々の負担率を引き下げる改定が可能なのかご検討いただくと、委員の意見に沿うシミュレーションになるのではないかと思います。

(石川委員)

鈴木会長のおっしゃる通りだと思います。

弱者に対する配慮がないことが大きな問題であって、大口の事業者に多くご負担いただく代わりに5年間据え置きにするとか、モデルケースをたくさん作ればよいと思います。

そもそも行政が公共料金で弱い者いじめをしてはいけない、改定率を一律とするのは乱暴だと思います。

もう一つ言うと、資金ショートするのであれば、公共料金の負担軽減の福祉政策として一般会計から繰り入れるという観点が、市側にも必要だと思います。

(鈴木会長)

そうですね、市の一般会計でやるべき役割分担が明確にあると思いますので、この審議会では料金改定を考えるべきだと思います。

水道料金は使用量に応じて負担をしてもらう受益者負担が基本原則である一方で、これだけ負担率が高くなると、どの方も同じ改定率というのはやはり気になるところです。

試算するのにかなりの作業量があると推察しますが、可能な範囲で、そのところをどの程度配慮できるのか、格差が縮小するような形で負担率に差をつけるパターンをもう一つぐらいお示しいただければ、今後の検討材料として有益なものになると考えます

(中芝委員)

新しいシミュレーションを作るのも確かに1つの案だとは思いますが、事務局の説明からすると小口径13ミリ、20ミリの使用者が全体の96%を占めるということです。この数字を調整してのシミュレーションはあまり意味がないのかと思います。要するに、大口径使用者である残り4%を少し調整したからといって、小口径使用者の負担がどれだけ減るのかなということです。

そうすると、事務局が出した案は案として、石川委員が言われる弱者への配慮まで上下水道部に任せるのは酷だと思いますので、市側へはこの答申の付帯意見としてきちんと提言をするほうが、むしろ理にかなっていると思います。

したがって、この料金表自体の改定については、私個人としてはこれでよいと思います。

(鈴木会長)

確かに、ボリュームゾーンが決まっている以上、シミュレーションの幅はかなり限定的になると思いますので、可能な範囲でシミュレーションしていただければと思います。

また、基本料金と従量料金のバランスを3対7に設定されている点について、検討したうえでバランスを変える余地がないということであれば、中芝委員のおっしゃった形で、むしろ市の政策として一般会計で対応していただく問題になるのかなと思います。

(石川委員)

上下水道部で全て対応するのではなく、市民のために健康福祉部と連携するとか、いかに独立の事業だと言っても十分可能だと思います。

これを一緒に考えるときに、初めから無理だと言われていますが何らかの配慮がないと駄目だと思います。

(宮本委員)

それはとても必要だと思います。

3年間で3段階に分けてこれを改定することになっていますが、3回以上は無理でしょうか。4回とか5回にしてより段階的に上げていくと、赤字が出るかもしれませんが負担率も少し変わると思います。

本当に生活に困っている人に何か手助けをしてあげることは、とても大切だと思

いますので、何か組み合わせることができないでしょうか。

（事務局・右田水道管理課長）

資料③の段階的な料金改定試算のことと思いますが、最初に事務局からご説明しましたとおり、段階的に改定することに伴う財源措置の有無を現時点において上下水道部が判断できない状況の中で、段階的な値上げによる収益不足を補填しようとすると、資料③3 ページにありますように最終的な改定率を 48%まで引き上げる必要がでてまいります。

したがって、段階的な改定を前提に議論していただくのではなく、38%の値上げをどう調整していくか、そういった議論をお願いします。

（田村副会長）

商工会議所から来ていますので、事業者の思いも少し述べさせていただきますが、今、事業者は価格転嫁が進まず非常に苦慮されています。

事業活動を継続していくために、人件費や原材料費のアップに必要な原資をどうやって確保するか非常に悩んでおられますが、商工会議所としては、価格転嫁をもっと進めて原資を確保してもらいたいと思っています。

今回の水道料金の改定については、やはり水道事業が安定的に継続されていくことは、市民生活や事業者において大事なことで思っております。前回審議会で値上げ率 38%が示されたのは令和 13 年度に資金ショートする見込みであることが始まりだと思いますので、それで災害時等に対応できるかを考えることが今回の我々の役目だと思います。

したがって、安定供給を考えて様々検討していく必要があるとは思っています。

一点、事業者の立場で言いますと、40 ミリ口径以下に多く事業者が含まれていると思いますが、基本料金の平均改定率が 38%として、30 ミリだけ 50%と上がり幅が大きいため、少しでも下げられないか検討をお願いします。

（事務局・右田水道管理課長）

前回の料金改定の際も、福祉事業者や事業所への配慮も当然に必要なだというご意見をいただきました。

今回も同様に検討が必要だと思いますので、事業所がどの口径を利用されているか調べたところ、福祉事業所は 40 ミリ、50 ミリに集中しており、事業用として使われているのは圧倒的に 13 ミリ、20 ミリが多いことが分かりました。

今回のシミュレーションでは、この 13 ミリ、20 ミリを 38%値上げとしています。が、もう少し配慮したものを次回提示させていただけたらと思います。

（三浦委員）

この料金改定はもちろん反対しません。現実ですから。

ただし現実には 5 年しかもたず、令和 15 年以降は経営できるかわからない状態です。

他の自治体で民間に水道事業を委託することもありましたが、ことごとく失敗していますので、公営での水道事業をぜひ死守していただきたいというのが私の願いです。

そのためには、私たちも痛みも分かち合いますが、ただ現実的に負担が伴いますのでバランスよくお願いします。

また、私の立場から言うと、簡易水道事業が上水道事業に統合されていなければ、簡易水道事業での単独運営は厳しかったと思います。統合したから私の地域でも、水道サービスが享受できているので、人の命は大事ですが、簡易水道の方も痛み分けて、効率を考えた供給範囲であるのか再確認して、やはり削るべきところは削るということを考えてもよいと思います。

(岸委員)

お願いしたいことがあります。

資料③2 ページの段階的な値上げパターンについて、上から3つ目の資金残高予測①の表が令和15年まで載っていますが、例えば令和25年ぐらいまで伸ばした表を次回お示しいただくことは可能でしょうか。

といいますのも、資金残高予測①の表を見たときに、令和13年度の15億円をマックスにだんだん減っていますが、3ページの48%増の資金残高予測では令和13年度から令和15年度に向けて資金がまだ増えています。

先ほどの説明では、令和13年度に再度値上げをお願いする可能性があるという言葉があったと思いますが、もし段階的に16%ずつ、マックス48%の改定とすることによって令和16年以降も値上げせず事業が継続できる可能性があるのかもしれないと思います。

その判断材料として、例えば令和25年度まで伸ばしたものをお示しいただければと思います。

(事務局・右田水道管理課長)

次回、令和25年度までの資料をご提示したいと思います。

(鈴木会長)

その他、事務局から何かありますか。

(事務局・右田水道管理課長)

次回の審議会についての連絡をいたします。

次回審議会の開催を、令和7年4月16日水曜日、午前10時から予定しております。

なお出欠確認につきましては後日文書でご案内いたしますのでご確認ください。

なお審議内容としましては、令和7年度上下水道事業当初予算と、料金改定に係る本日の質問事項の回答や答申について検討する予定であります。

それを踏まえてご意見等賜りたいと考えております。

事務局からは以上です。

(鈴木会長)

それでは議事進行を事務局にお返しいたします。

(事務局・右田水道管理課長)

鈴木会長、議事進行ありがとうございました。皆様大変お疲れ様でした。本日は
以上で散会させていただきます。ありがとうございました。